

鳥取縣公報

條 令

鳥取縣條例第六号

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例を次のように定める

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例

第一條 鳥取縣吏員等の給与の変更等に伴う鳥取縣吏員等恩給條例(大正十二年鳥取縣令第五十五号)の臨時の特例については、この條例の定めるところによる。

第二條 退職料については、鳥取縣吏員等恩給條例(以下條例という。)(第二十三條第一項第三号の規定にかかわらず、これを受ける者が四十歳に満ちる月までは、その全額を、四十歳に満ちる月の翌月から四十五歳に満ちる月までは、その十分の五を、四十五歳に満ちる

昭和二十四年三月一日 火曜日
第一千九百八十九号

本書ノ大キサハ國定規格A5用

月の翌月から五十歳に満ちる月までは、その十分の三を停止する。

2 前項に規定する退職料の停止は、退職料と増加退職料とが併給される場合には、これを行わない。

3 第一項に規定する退職料の停止は、公務に起因しない傷い又は疾病が恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下法という。)(第四十九條の二に規定する程度に達してこれがため退職した場合)には、退職後五年間は、これを行わない。

4 前項の期間満了の六月前までに傷い又は疾病が回復しない者は、前項の期間の延長を請求することができる。この場合において、その者の傷い又は疾病が、なお前項に規定する程度に達しているときは、第一項に規定する退職料の停止は、引続きこれを行わない。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル) 昭和二十四年三月一日 昭和四年四月十五日
火金 時人型日 第一千九百八十九号 第三種郵便物認可

01050

第三條 退職料は、これを受ける者の恩給年額が一万五千円以上で、前年における恩給外の所得年額が十五万円をこえる者については、左の区分によつて、これを停止する。

一、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円以下であるときは十六万五千円をこえる金額の一割五分の金額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることはない。

二、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が十八万円をこえ二十四万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

三、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が二十四万円をこえ三十万円以下であるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と十八万円をこえる金額の二割の金額との合計額に相当する金額。但し恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の二割をこえることはない。

十八万円をこえ二十四万円以下の金額の二割の金額と二十四万円をこえる金額の二割五分の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額の二割五分をこえることはない。

四、恩給年額と恩給外の所得の年額との合計額が三十万円をこえるときは、十六萬五千円をこえ十八万円以下の金額の一割五分の金額と二十四万円をこえ三十万円以下の金額の二割五分の金額と三十万円をこえる金額の三割の金額との合計額に相当する金額。但し、恩給の支給額は、年額一萬五千円を下ることなく、その停止年額は、恩給年額の三割をこえることはない。

2 前項の恩給外の所得の計算については所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九條及び第十條の規定を準用する。

3 第一項の恩給外の所得は、税務署長の調査による。

01051

知事が、これを決定する。

第一項に規定する恩給の停止は、前項の決定に基いて、その年の七月から翌年六月に至る期間分の恩給について、これを行う。但し、恩給を受ける事由の生じた月の翌月から翌年六月に至る期間分の恩給については、恩給の停止を行わない。

5 恩給の請求又は裁定の遅延に因り前年以前の分の恩給について、第一項に規定する恩給の停止を行うべき場合においては、前項の規定にかかわらず、その停止額は、その停止を行うべき期間後の期間分の恩給支給額からも、これを控除することができる。

第四條 縣吏員等の増加退職料の年額は、條例第十九條の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額に法第四十九條の二に規定する傷病の原因及び不具は疾の程度により定めた別表第一号表の率を乗じて得た金額とする。但し、傷いを受け又は疾病にかつた時から五年間に退職しなかつた場合においては、傷いを受け又は

疾病にかつた時から五年を経過した日における俸給の額により計算した俸給年額を退職当時の俸給年額とみなす。

第五條 増加退職料を受ける場合において、これを受ける者に扶養家族があるときは、二十四百円に扶養家族の員数を乗じて得た金額を、増加退職料の年額に加給する。

2 前項の「扶養家族」とは、増加退職料を受ける者の退職当時から引き続いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、妻及び未成年の子をいう。

第六條 條例第二十五條の規定による法第七十五條第一項の規定の準用については、同項第三号中「退職当時の等級により定めたる別表第六号表の率」とあるのは「三十三割」と、同項第四号中「退職当時の等級により定めたる別表第七号表の率」とあるのは「二十四割」と読み替えるものとする。

2 法第七十五條第一項第三号又は第四号の規定の準

用による扶助料を受けける場合において、これを受けける者に扶養遺族のあるときは、法第七十五條第三項から第四項までの規定の準用にかゝらず、二千四百円に扶養遺族の員数を乗じて得た金額を、扶助料の年額に加給する。

前項の「扶養遺族」とは、扶助料を受けける者により生計を維持し又はその者と生計を共にする遺族で扶助料を受けける要件を具えるものをいう。

第七條 第五條第一項又は前條の規定により加給を受けべき場合において、一人の扶養家族又は扶養遺族が二以上の恩給について加給を受けべき原因となるときは、当該扶養家族又は扶養遺族は、最初に給与事由の生じた恩給についてののみ加給の原因となるものとする。

第八條 勞働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けた者については当該補償又は給付を受けける事

由の生じた月の翌月から六年間は、増加退隱料(第五條第一項の規定により、増加退隱料の年額に加給される年額を含む。)はこれを停止する。

第九條 勞働基準法第七十九條の規定による遺族補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條第一項の規定に該当するものを受けたる者については、当該補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六年間は是の区分によつて扶助料の一部を停止する。

一、法第七十五條第一項第三号の規定の準用による扶助料については、その年額の三十三分の二十三に相当する金額に第六條第二項の規定による加給年額を加えた金額。

二、法第七十五條第一項第四号の規定の準用による扶助料については、その年額の二十四分の十四に相当する金額に第六條第二項の規定による加給年額を加えた金額。

第十條 前二條の規定による停止年額が、その者を受けたる勞働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定に

よる補償又はこれに相当する給付であつて同法第八十四條の規定に該当するもの、金額の六分の二に相当する金額をこえる者については、その停止金額は、当該補償又は給付の金額の六分の二に相当する金額とする。

第十一條 この條例の規定による恩給の請求手続については、規則でこれを定める。

附 則

第十二條 この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日からこれを適用する。

第十三條 鳥取縣吏員等恩給條例臨時特例(昭和二十二年鳥取縣條例第十三号)は、昭和二十三年六月三十日限り、これを廃止する。

第十四條 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた退職職給与金又は扶助金の金額及び同日以前に給与事由の生じた退隱料、増加退隱料又は扶助料の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の例による。

第十五條 前項の場合においては、昭和二十三年一月一日か

ら同年六月三十日まで退職し、又は死亡した者の退職又は死亡当時の俸給の額は、昭和二十二年十二月三十一日における給与に關する法令の規定による本俸の額とする。

第十五條 前條に規定する退隱料、増加退隱料又は扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額を退隱料年額計算の基礎となつた俸給年額にそれと對應する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡當時の俸給年額とみなしてこの條例の規定を適用して算出した年額に改定する。

第十六條 前條の退隱料を受けける者については、第二條第三項及び第四項の規定は、これを適用しない。

前項の退隱料を受けける者に第二條第一項の規定を適用する場合においてその者に支給する額は、この條例の制定がなかつたならば受けべきであつた額を下ることはない。

第十七條 昭和二十一年七月一日以後引き続き内地外にある者が内地に帰還しないで退職し、又は死亡した

場合に給する退給の額の計算については、その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けていた俸給の年額の百分の百三十に相当する額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの條例の規定を適用する。

第十八條 第十五條の規定による恩給年額の改定は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第一項又は第六條第二項の規定による加給については、受給者の請求を待って、これを行う。

(別表)

第一号表

症別 等差	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項
率	88	74	60	49	40	33	23
	150	150	150	150	150	150	150

特別項は第一項の率に其の十分の五以内の率を加えたものとする。

第二号表

	退隱料年額 計算の基礎 となつた俸 給年額	仮定俸給年額	退隱料年額 計算の基礎 となつた俸 給年額	仮定俸給年額
一、四〇〇〇	一四、四〇〇	二、六四〇〇	四五、六〇〇	
一、五〇〇〇	一五、八四〇	二、八八〇〇	四八、〇〇〇	
一、六〇〇〇	一七、二八〇	三、一二〇〇	五〇、四〇〇	
一、七〇〇〇	一八、七二〇	三、三六〇〇	五二、八〇〇	
一、八〇〇〇	二〇、一六〇	三、六〇〇〇	五五、二〇〇	
一、九〇〇〇	二一、〇八〇	三、八四〇〇	五七、六〇〇	
二、〇〇〇〇	二二、〇〇〇	四、〇八〇〇	六〇、〇〇〇	
二、一〇〇〇	二二、九二〇	四、三二〇〇	六二、四〇〇	
二、二〇〇〇	二三、八四〇	四、五六〇〇	六四、八〇〇	
二、三〇〇〇	二四、七六〇	四、八〇〇〇	六七、二〇〇	
二、四〇〇〇	二五、六八〇	五、〇四〇〇	六九、六〇〇	
二、五〇〇〇	二六、六〇〇	五、二八〇〇	七二、〇〇〇	
二、六〇〇〇	二七、五二〇	五、五二〇〇	七四、四〇〇	
二、七〇〇〇	二八、四四〇	五、七六〇〇	七六、八〇〇	
二、八〇〇〇	二九、三六〇	六、〇〇〇〇	七九、二〇〇	
二、九〇〇〇	三〇、二八〇	六、二四〇〇	八一、六〇〇	
三、〇〇〇〇	三一、二〇〇	六、四八〇〇	八四、〇〇〇	
三、一〇〇〇	三二、一二〇	六、七二〇〇	八六、四〇〇	
三、二〇〇〇	三三、〇四〇	六、九六〇〇	八八、八〇〇	
三、三〇〇〇	三三、九六〇	七、二〇〇〇	九一、二〇〇	
三、四〇〇〇	三四、八八〇	七、四四〇〇	九三、六〇〇	
三、五〇〇〇	三五、八〇〇	七、六八〇〇	九六、〇〇〇	
三、六〇〇〇	三六、七二〇	七、九二〇〇	九八、四〇〇	
三、七〇〇〇	三七、六四〇	八、一六〇〇	一〇〇、八〇〇	
三、八〇〇〇	三八、五六〇	八、四〇〇〇	一〇三、二〇〇	
三、九〇〇〇	三九、四八〇	八、六四〇〇	一〇五、六〇〇	
四、〇〇〇〇	四〇、四〇〇	八、八八〇〇	一〇八、〇〇〇	
四、一〇〇〇	四一、三二〇	九、一二〇〇	一〇〇、四〇〇	
四、二〇〇〇	四二、二四〇	九、三六〇〇	一〇二、八〇〇	
四、三〇〇〇	四三、一六〇	九、六〇〇〇	一〇五、二〇〇	
四、四〇〇〇	四四、〇八〇	九、八四〇〇	一〇七、六〇〇	
四、五〇〇〇	四四、〇〇〇	一〇、〇八〇〇	一〇〇、〇〇〇	

退隱料年額計算の基礎となつた俸給年額五四〇〇円未満の者の仮定俸給年額はその俸給年額の二六倍に相当する。

額

退隱料年額計算の基礎となつた俸給年額が、この表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給額に対する仮定俸給年額による。

鳥取縣條例第七号

鳥取縣家畜市場條例を次のように定める。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜市場條例

第一條 この條例は公衆保健及び家畜衛生の萬全を期するとともに、家畜取引の円滑適正を図ることを目的とする。

第二條 この條例において家畜とは牛及び馬をいい、家畜市場とは家畜を売買又は交換する目的を以て家畜を集散する場所をいう。

第三條 家畜市場をわけて定期家畜市場及び臨時家畜市場とする。

定期家畜市場とは毎年十日以上定期的に市場を開催するものを用い、臨時家畜市場とは定期家畜市場に該当しないものをいう。

第四條 家畜市場及びその附属建物の位置は公衆保健及び家畜衛生上妨げとならない場所であつて、別に知事の定めるところにより、定期家畜市場においては検査所、売場、繋場、畜舎、隔離所及び汚物溜を設け、臨時家畜市場においては検査所、売場及び繋場を設けなければならない。

第五條 家畜市場を開設しようとする者は、次の事項を記載した申請書に家畜市場開設者の履歴書、家畜市場用地の面積、建物の名称、構造、設備、坪数を記入した図面、家畜市場附近の見取図及び市場業務規程を添え、知事の認可を受けなければならない。

- 一、家畜市場の名称
 - 二、入場家畜見込頭数
 - 三、資本金額及び収支計算
- 家畜市場開設者が法人であるときは前項書類の外定款

及び事業概要書を提出しなければならない。

第一項の市場業務規程を変更しようとするときもまた知事の認可を受けなければならない。

第六條 前條の申請書の提出があつたときは、知事は一箇月以内に第三條の規定による家畜市場設備を検査し、諸般の措置を完備したものに對して家畜市場の開設を認可する。

前項の検査の結果合格しないものに対しては一箇月以内にその旨を通知する。

第七條 家畜市場開設者は家畜市場を移轉し又は改増築しようとするときは、知事の認可を受けなければならない。

第八條 家畜市場開設日には、その家畜市場所在の市町村において、その家畜市場で取り扱う家畜については該市場外において売買又は交換を行うことはできない。

第九條 家畜市場開設者は家畜の衛生に従事する獣医師をして、家畜市場にひき入れる家畜の健康検査を行わ

せなければならない。

第十條 家畜市場開設者は、正当の理由がなければ、その家畜市場の取り扱う家畜の売買又は交換を拒むことはできない。

第十一條 家畜市場において家畜の売買又は交換を行うものは、その家畜市場の業務規程を知らない故を以てその責を免れることはできない。

第十二條 家畜市場の名称については家畜市場という文字を用いなければならない。

第十三條 知事が必要があると認めるときは、縣吏員をして家畜市場及びその附属建物の検査若しくは家畜市場内にある家畜の診断を行わしめ又はこれらの家畜の移動を停止せしめることができる。この場合家畜市場開設者はこれを拒むことはできない。

第十四條 家畜市場開設者がこの條例に違反し若しくは公益を害する行爲があると認めるときは、知事は家畜市場開設の認可を取り消し又は業務を停止若しくは制限することができる。

第十五條 第六條及び第七條の規定による認可を受けないうち家畜市場の開設並びに家畜市場の移轉又は改増築をしたものは十万円以下の罰金を科する。

第十六條 次の各号の一に該当するものは五万円以下の罰金を科する。

- 一、第八條の規定に違反したもの。
- 二、第十三條の規定による検査及び家畜の移動停止を拒んだもの。

附 則

第十七條 この條例は公布の日からこれを施行する。

鳥取縣條例第八号

鳥取縣家畜売買取締條例を次のように定める。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜買賣取締條例

第一條 この條例は縣内産の犢及び駒の取引の円滑適正を図り以て農民の福祉を増進することを目的とする。

第二條 この條例において犢及び駒とは生後十二ヶ月未滿の牛及び馬をいう。

第三條 鳥取縣家畜市場條例による家畜市場開設者は犢駒売買の便を図るため、定期又は臨時に犢駒せり市場を開設しなければならない。

第四條 縣内産の犢及び駒はすべて第三條のせり市場において、せりに附したものでなければ、これを売買又は交換してはならない。

但し乳用牛は当分の間これを適用しない。

第五條 せり市場開設者は前條の、せりに附したものに對して別記様式第一号による証明書を交付しなければならない。

前項の証明書の交付は、犢においては犢登録証明書又は血統証明書あるいは産地証明書に、駒においては、産駒証明書に別記雛形のせり済の印を押捺することによつて、これを換えることができる。

第六條 出産後百二十日に充たない犢駒は、せり市場でせりに附することができない。

第七條 疾病その他やむを得ない事由により、せりに附さない横駒を売却しようとするものは疾病については獸医師の診断書その他のものについては、その事由を具し市町村長の証明書を添え予め知事の認可を受けなければならぬ。

第八條 せり市場開設者は別記様式第二号及び第三号の一及び二による報告書を、せり市場においては第四條に該当しない牛馬でも、せりをするところがある。

第十條 第四條第六條及び第七條に違反した者は、貳万円以下の罰金を科する。

附 則

この條例は公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年九月鳥取縣條例第六十二号鳥取縣横駒売買取締條例はこれを廢止する。

様式第一号

せり済証明書

次の横(駒)は昭和 年 月 日何々定期(臨時)横(駒)せり市場において、せり済であるからこれを

証明する。

種類	名前	性	生年月日	毛色及び特徴	血統	生産者
						住所 氏名
				母父		市郡 町村

昭和 年 月 日

市場開設者 氏 名

様式第二号

自昭和 年 月 日 定期(臨時)横(駒)せり市場成績

何々定期(臨時)横(駒)せり市場

計	牝	牝	性	入場頭数	売買頭数	売買價格	一頭当り價格			摘要
							最高	最低	平均	

様式第三号の二

計	牝	牝	性	入場頭数	売買頭数	導出頭数	保留頭数	保留歩合

何々定期(臨時)横(駒)せり市場

何々定期(臨時)横(駒)せり市場

様式第三号の二

自昭和 年 月 日 定期(臨時)横(駒)せり市場縣外導出成績

至昭和 年 月 日 出成績

何々定期(臨時)横(駒)せり市場

導出先	性別		計	摘	要
	牝	牝			
縣					

備考 家畜の異なることに別冊とすること。

別記雛形



規 則

鳥取縣規則第十三号

鳥取縣家畜市場條例施行規則を次のように定める。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜市場條例施行規則

第一條 鳥取縣家畜市場條例(以下單に條例という)第四條による定期家畜市場並びに臨時家畜市場の設備構造の中、検査所、売場、繋場、畜舎及び隔離所は屋根を設け、その地盤は不透質の材料を以て造り勾配を

つけ汚水溝を設けるの外次の設備をしなければならぬ。

- 一、検査所、家畜の検診治療に必要な諸般の設備
- 二、繋場、人員の危険を防止するに足る設備
- 三、畜舎及び隔離所の内壁は厚板又は不透透質の材料を以て地上四尺以上の腰板を附し、適當な窓を設け、房の前後に幅三尺以上の通路を設け、成牛馬の房は一頭ごとに、横割の房は適宜に区劃し、尿溜を設けること。
- 四、汚物溜及び尿溜は不透透質の材料を以て造り雨水の浸入を防止するに足る設備

前項各号の中畜舎又は繋場において売買又は交換するときは繋場を、入場家畜を宿泊せしめないとときは畜舎を設けないこともできる。

第二條、條例第五條の市場業務規程には次の事項を記載しなければならぬ。

- 一、事務所の位置
- 二、家畜の種類

- 三、開場の期日
- 四、家畜市場において徴収する料金及びその種類並びに徴支方法
- 五、仲立業者の設置方法並びに手数料
- 六、取引の方法及び手続
- 七、違約者の処分方法
- 八、その他業務遂行上必要な事項

第三條、家畜市場開設者は條例第八條による家畜市場開設日を公告しなければならない。

第四條、家畜市場開設者は次の場合は直ちに知事に届け出なければならない。

- 一、條例第九條により獣医師を変更したときはこれが住所氏名
- 二、家畜市場開設者の名義を変更したとき
- 三、家畜市場管理人を定め又はこれを変更したとき

第五條、家畜市場開設者は、定期及び臨時家畜市場成績報告書を、毎月分をとりまとめ翌月十日までに様式第一号及び第二号により作製の上知事に提出しなければならない。

第六條 この規則は條例施行の日からこれを施行する。

附 則

様式第一号

自 年 月 日 定期(臨時)家畜市場成績
至 年 月 日 何々定期(臨時)家畜市場

種類	用途	区別	性別	入場頭数	売買頭数	價格	一頭当りの價格		交換頭数
							最高	最低平均	

備考 一、家畜の異なるごとに別冊とすること。
二、区別とは成畜仔畜の別をいふ。

様式第二号

自昭和 年 月 日 定期(臨時)家畜市場縣外導出成績
至昭和 年 月 日 何々定期(臨時)家畜市場

導出先	家畜別		計	摘要
	牛	馬		
縣	成畜仔畜計	成畜仔畜計		
縣				
計				

告 示

鳥取縣告示第九十七ノ二號

昭和二十三年七月十三日付厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八條の規定による「食品衛生監視員の証」を次のように返納した。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職 名 氏 名 番号 返納年月日

鳥取縣技術吏員技師 立石 元助 三一

岸本 勇夫 一一三

山田 滋 一八

○鳥取縣告示第九十八号
 健康保險法第四十三條ノ三の規定により指定された保険
 医並びに保険者の指定する者をもつて兒童福祉法施行規
 則第七條の規定に於て保健指導医師とする。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

○鳥取縣告示第九十八ノ二号
 兒童福祉法施行規則第十條により保健指導を行つた措置
 費の請求書様式を次のように定める。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

横二七纏

受診者	住所	郡市	町村	男女	兒童福祉法の保健指導票による保健指導費請求書 鳥取縣知事 殿						
	氏名	生年月日	年 月 日	生		保健指導指定医 住所 氏名					
年 月 日	妊婦	産婦	乳兒	幼兒	該當を かこむ こと						
	乳幼兒 のみ	保護者 氏名	続柄	回	点						
一般診察	梅毒血液検査	尿蛋白検査	ツプタリン 検査	B.C.G.接種	レントゲン透視	レントゲン 直接撮影	赤沈検査	喀痰検査	事後指導	回数	点
点数合計	備考	証明せる兒童福祉司 又は兒童委員名									

○鳥取縣告示第九十九号

健康保險法厚生年金保險法並びに船員保險法による徴收
 金滞納者財産差押証券を次のように交付した。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

健康保險厚生年金保險 二六 昭和二十
 並びに船員保險徴收金 四年二月 地方 高田柳
 滞納者財産差押証券 一日 事務官

○鳥取縣告示第百号

鳥取縣水産製品検査吏員の身分証明書を交付し担当地域
 を次のように定める。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

身分証明 担当地域 職名 氏名
 書番号 一縣下一円 鳥取縣 藤口林榮
 二岡 同 技術吏員 小島廉三

- 三 鳥取市、岩美郡、氣高郡、八頭郡 同 佐竹嘉泰
- 四 東伯郡 同 笠田保一
- 五 米子市、西伯郡、日野郡 同 橋井眞実
- 六 同 同 大谷義信

○鳥取縣告示第百一号

氣高郡湖山村瀬耕地整理組合長同組合副長共に欠員のた
 み次のように臨時代理者を指定した。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

氣高郡湖山村一、四七〇番地 上山雄次郎

○鳥取縣告示第百二号

本庁、岩美、八頭、西伯地方事務所管内に於て縣稅検査
 章並びに縣稅滞納者財産差押証券を次のように交付した。

昭和二十四年三月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

区分	番号	交付年月日	所属庁名	職名	氏名
縣章	〇九	昭和二十四年三月一日	鳥取縣庁	鳥取縣事務吏	蓮佛金吾
納稅者財產	六五	〃	岩美地方事務所	〃	泡田宗利
納稅者財產	一七	〃	〃	〃	吉村一雄
納稅者財產	四	〃	八頭地方事務所	〃	内田幸治
納稅者財產	七	〃	西伯地方事務所	〃	岡崎進
納稅者財產	〇八	〃	鳥取縣庁	〃	蓮佛金吾
納稅者財產	六六	〃	岩美地方事務所	〃	泡田宗利
納稅者財產	一七	〃	〃	〃	吉村一雄
納稅者財產	二〇	〃	八頭地方事務所	〃	内田幸治
納稅者財產	二	〃	西伯地方事務所	〃	岡崎進

昭和二十四年三月一日印刷
 昭和二十四年三月一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 (第三種郵便物認可)

發行所 鳥取縣鳥取市東町
 印刷所 鳥取縣鳥取市東町